

目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成27年10月25日から平成27年11月30日まで

(2) 周知方法

ア めぐる区報掲載（10月25日号）、目黒区ホームページ掲載（10月25日）

イ 素案閲覧場所 目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・6階清掃リサイクル課、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館ほか

ウ 審議会 10月30日（金）10時～12時 目黒区総合庁舎E会議室

エ 説明会 10月31日（土）14時から 目黒区総合庁舎大会議室（参加者2名）

オ 職員意見の募集 パブリックコメントと同時期に募集

2 意見提出状況

	人・団体	意見の延べ件数
個人	4	14
団体	2	14
議会会派	2	21
合計	8	49

3 意見に対する対応区分ごとの件数 ※1つの意見に対して複数の対応区分がある場合があります。

対応区分	内 容	件 数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画改定に反映します。	13件
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	16件
3	計画改定には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	0件
4	ご意見の趣旨は、今後の検討・研究課題とします。	18件
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	5件
6	ご意見の趣旨は関係所管・関係機関等に伝達します。	5件
7	その他	2件
	合 計	59件

4 意見の内容と検討結果

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
第1章 計画の概要					
1	団体	「計画の進行管理」について、PDCAサイクルの考え方とは何か、注を入れてほしい。	清掃 リサイクル課	1	PDCAサイクルは事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。 「計画の進行管理」の項目内に、注釈を追記いたしました。
第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題					
2	団体	(第2章第1節の)(4)～(6)までの円グラフによる調査・分析は分かり易いので評価するが、この結果と、目黒区のごみ排出量がどう連動するのかを示してほしい。	清掃 リサイクル課	1 4	重点施策5・6の<重点施策としてのねらい>に、調査・分析の結果を踏まえ、文言を追記いたしました。 また、データをお示ししたものとのか関係にあるような分析・展開については、今後の施策展開の中での検討課題とさせていただきます。
3	団体	(7)ごみ処理にかかる清掃経費について、ごみ減量への区民の関心を高めるために、第3章3に掲げる計画目標と清掃経費を関係づけた分析をし、1人1日100グラム減らした場合の経済効果を示してほしい。	清掃 リサイクル課	4	ごみの減少により、収集費用や焼却費用などの節減効果が期待できますが、清掃経費には、資源化による資源回収費や清掃事業分担金などの変動要素が含まれているため、複雑な分析が必要となります。 個別施策3-3として「廃棄物処理コストの最適化に向けた検討」を位置づけており、今後の課題として検討させていただきます。

整理番号	区分	意見	担当課(関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
第3章 ごみ処理基本計画の基本的な考え方と目標					
4	団体	<p>20ページ「1 基本理念」</p> <p>「快適で誇りの持てる循環型のまち」そのものへの疑問 本計画では「快適で誇りの持てる循環型のまち」の実現が基本理念とありますが、私たちは今こそ、大量生産システムにのっとった「これまでの快適さ」ではなく、「持続可能な社会に向けた快適さ」を問い直し、シンプルな暮らしの中の新たな快適さ(?)を考える必要がありますが、ここにはその問い直しがありません。「誇り」とは、何への誇りなのでしょう。か？</p> <p>掲げるべきは、あえて言えば、「シンプルな暮らしの新たな快適さを実現する(めざす)循環型のまち」の実現などでしょうか？ 同じく基本理念の第3段落の4行</p> <p>「ただし、暮らしや事業活動などの快適さやゆとりが損なわれてしまっは、いくら地球環境に良いことでも続けることは難しくなります。むしろ、環境に配慮したさまざまな取り組みによって、快適で安全な暮らしや事業活動を支えることができるような方策が求められています」</p> <p>はじめの3行の認識が曖昧で弱く、次の4行も同じ。</p> <p>「地球は今ある1つしかなく、枯渇する資源や悪化する一方の環境のなかで、社会の仕組みや私たちの暮らし方を省エネ・省資源、ごみを出さない構造や暮らしに変えていくことしか持続可能な社会は存続できない」という厳しい現状を、わかりやすい言葉でしっかり書かねばならないと考えます。</p> <p>そうでないと、上述した3行は、公害や環境破滅批判に対し、長年にわたりわが国が国の政策や企業をかばうために「経済あってこそ環境だ」と掲げてきたことと同じような意味にしかありません。</p>	清掃 リサイクル課	2	「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現という基本理念は、「物質的な豊かさの裏にある大量生産、大量消費」からの転換を目指して設定したものであり、「シンプルな暮らし」という考え方は、基本理念の前提条件に入っていると考えています。
5	団体	<p>人口動態の推計で平成34年以降減少、とする具体的な根拠を示してほしい。</p>	清掃 リサイクル課	2	ごみ量推計の記載のとおり、区の人口推計をベースとした本計画における人口推計をもとに記載しています。

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
6	個人	国の2R(リデュース・リユース)強化の方向を踏まえ、目標を451gとして努力するのはよいが、「審議会」の答申にもある「23区の範となるような誇り」を目黒区としても強調し、各自治体・機関などへの働きかけやアピールを積極的に行うことを計画に掲げるべきである。	清掃 リサイクル課	1 4	(整理番号6～11) 「第3章2施策展開の4つの柱④」の中に、取り組むべき共通の課題 ・ 解決に向けた23区や関係機関との検討及び連携を図っていく旨の記載を追記いたしました。 ご意見としていただいたテーマについては、今後の課題として区において整理できたものから、関係機関との連携を含め、検討していきます。
7	個人	不公平感(整理番号18)は、「審議会」で答申された「三層構造と意思決定の不透明感」に表現されているが、三層構造に何らかの切り込みを入れなければ、目黒区の財政的な出費の問題も、東京全体の循環型社会への道筋も見えてこない。目黒区民の努力も今回の基本計画の策定に当たっても、東京全体が視野に入らなければなんの意味もない。区長をはじめ関係者の働きかけが重要となるが、東京全体の「範」となれる道はここにある。三層構造の手直し(見直し)の提案なども目黒区で検討することを「基本計画」に掲げてはどうか。そのことによってはじめて23区の「連携」という方向性が生きてくる			
8	団体	特別区における廃棄物処理について、図14のいわゆる三層構造の問題点については過去のごみ減量等審議会でもたびたび話題となり、同審議会の答申には「提言6」に「三層構造での意志決定プロセスの一層の透明化に向けた関係機関との調整」の必要性を提言しているが、この点が改定素案では言及されていない。三層構造の見直しこそ、各区ばらばらの分別基準の統一や今後の有料化に向けた検討などで必要であり、リサイクル先進区・目黒区が率先して提言すべきと考えるので、審議会答申をふまえた加筆をしてほしい。			
9	議会	清掃事業の役割分担について 審議会においても「三層構造の是正」が指摘されている通りである。さらに行政改革を行うべきである。東京市町村自治調査会にならないごみ減量研究のような部門を置くことを23区として行うことを提案すること。			

整理 番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応 区分	検討結果(対応策)
10	議会	<p>23特別区の連携と区割りについて</p> <p>現在の3分割された事業体では清掃事業の改革は進まない。都区制度を廃止し特別区は市制に移行してあらゆる事務事業に責任を持つことが必要だが、まずは、5区程度が一部事務組合をつくり、最終処分まで運営管理することとする検討を進める。その際は組合議会の議員数を民主主義的な選出方法で増やすなどし(実費弁償のみ支出)、当て職議長のみで構成されることのない、議会として機能するようにすることも必要である。</p>			
11	団体	<p>答申の提言6で19～20ページまで1ページに及ぶ「23区清掃事業の仕組みと役割」を受付た言及が、素案の19 ページ(8) の6行だけで、それ以外にまったくないこと</p> <p>これまでの幾年にもわたる目黒清掃工場の建替えに際しては、23区の清掃事業が持つ多くの矛盾点や問題点がより具体的に明らかになりました。それだからこそ、審議会答申にまる1ページにわたり「提言6」が書かれたのだと考えます。</p> <p>収集運搬、リサイクルは23区が、焼却工場での焼却処理は清掃一組が、埋め立て処分は東京都という三層構造では、区民の声が全くと言っていいほど届かず、ごみを必死に減量して減らしても、清掃工場の数を減らしたり工場そのものを縮小したり、資源化工場に建て替えることもかなわないという現在の仕組みを今後も続けることは弊害が大きいので、答申では今後の取り組みとして、「東京都、23区、清掃一組による協議の場を設けて、廃棄物の減量や資源化にむけた施策の方向性をを検討していく体制を構築することが期待される」との提言が書かれたのだと思います。</p> <p>にもかかわらず、その提言を受け止めた内容が当素案にはまったくないのはどうしてなのでしょう？</p> <p>これでは、建替え問題で再び塗炭の苦しみをなめさせられた目黒清掃工場地元住民に対し、やはり、目黒区は住民の昔渋への配慮、を大きく欠いているのだと受け止められることになりましょう。</p> <p>答申・提言6の上記の言葉通りではなくても、「廃棄物の減量や資源化に向けた施策の方向性を検討していく体制を今後に向けて模索・検討する」的な文面を入れるべきです。</p> <p>有料化だけでなくプラスチック容器包装リサイクルについても、単に各区ではなく、23区で総合的に検討せねば現在の不公平な体制は解決しません。そのためにも、また、本当にごみを減量したらその結果が一般区民の目に見えるようにするためにも、せめて、施策の方向性を23 区と清掃一組が検討していく体制が必要であり、目黒区は答申を受けて、言及すべきです。</p>			

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応 区分	検討結果(対応策)
12	団体	現行基本計画では「計画見直しの背景と目的」として、「拡大生産者責任」「環境に配慮した製品設計」の普及・拡大に言及しているが、改定素案でこれらの文言に触れない背景も含めてこれまでの経過の分析と、今後の見通しを示すべきである。	清掃 リサイクル課	1	(整理番号12～16) 区ではこれまで、「国の施策及び予算に関する要望」として、容器包装リサイクル法における自治体と事業者との役割分担の見直しを、国に対して要望してきました。「拡大生産者責任の原則」に基づき、製造・販売事業者による自主回収の拡充など、事業者責任を一層強化することを求めるものです。この取組について、重点施策3の<重点施策としてのねらい>に追記いたしました。
13	個人	第2章 ごみ処理基本計画の基本的考え 区民1人1日当たり100gごみ減作戦は良いが、行政としては区民の努力を促すだけでなく、製品の生産者・事業者責任についても視野に入れた考えを加えてほしいと思います。			
14	個人	発泡スチロール・ピニール袋を製造する会社、使用する会社に焼却負担金を分担させる。			
15	議会	ごみの資源化に取り組もうとすればするほど、自治体の財政が圧迫してしまうという悪循環を断ち切るためにも、国に対し引き続き、企業の責任を明確にした「拡大生産者責任」の法制化を求めていくこと。			
16	議会	費用負担について 汚染者責任、拡大生産者責任を明記すべきである。小型家電や水銀含有製品の回収事業は事業者が適切な費用負担を行うことを求めることも必要である。			

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
17	個人	<p>第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題</p> <p>人口動態や居住形態、産業の分析、そして資源・ごみの状況、組成分析はされていても、そこから新たなダイナミックな提言に繋がるような課題認識が見えません。普及啓発の重要性等、私たちも認識するところですが、もう少し構造的なところでの見直しが必要ではないでしょうか。</p> <p>23区清掃事業の連携～と、ありますが、目黒区民が容リプラをどんなに努力して分別しても、結局のところ他区の分別されていないごみが搬入されて燃やされてしまうという現実が横たわっています。これでは、区民の減量しようという意欲も削がれてしまいます。平等性を担保するための財政的支援等に問題をすり替えずに、区民の意見を聴き、23区が連携出来るよう、構造的改革を行ってほしいと思います。ごみ減量審議会から出された答申でも、区民の意見が反映されないことの問題や透明化に向けての提言がされたはずです。</p>	清掃 リサイクル課	6	<p>(整理番号17～19)</p> <p>23区の清掃工場は、23区の資源やごみ全体の中間処理等について共同処理を行っており、目黒清掃工場が十分に稼働できない期間は、他工場が目黒区のごみを受け入れて処理している状況もございます。</p> <p>また、容器包装プラスチックの資源化は、各区の政策判断によって、実施されているところですが、循環型社会の形成に向けて、各区がそれぞれ独自の努力を重ねているところですが、</p> <p>ご意見については、各区の取組や中間処理全体のバランス・今後の区の取組などを踏まえ、関係機関に向けてアピールしていきます。</p>
18	個人	<p>現状と課題のところ、他区のプラスチック製包装容器が燃えるごみとして目黒の工場で焼却されることに対し「不公平感がある」と記しているが、それをどう受け止め、区民に向き合ってどう解決して行くのか、解消策を探ってみる方向は打ち出すべきではないのか。</p>			
19	議会	<p>「容リプラスチック回収について」</p> <p>素案本文にもあるようにまだ回収を行っていない11区に、対象品目を徐々にでも広げるよう強く要請すべきだ。そのため約4億円の目黒区の回収経費を初め、容リプラスチック回収に対し適切に財政調整需要額に算定されるようさらに都に働きかけること。</p>			
20	議会	<p>めぐろ買い物ルールに、消費者が使い終わった商品や回収対象物はまず小売当事業者側に返すことを明記すること。</p>	清掃 リサイクル課	6	<p>ご意見については、「めぐろ買い物ルールを広める会」へお伝えさせていただきます。</p>
21	個人	<p>目黒区の取り組みには概して賛同するもので、わたしも、目黒区に転居してから、ごみの量が大きく減るなど、効果があらわれていると思います。限りある財源のなかで、適切な処理を行うには、また、応益原則にたてば、まず、ごみの有料化が本来は合理性があるものと思います。しかしそれぞれが出すごみの量に応じて徴収額を決めるのは、実務的には困難であり、現実的には難しいと思います。ただし、収集等のコストが高くなっていることを考えれば、例えば、不燃ごみの収集については、それほど量は多くないので、現状のように月2回ではなく、月1回でも十分と思います。ただし、その場合、料理等で用いたアルミホイルなどについては、その他のごみ(燃やすごみ)と分類すべきと思います(わたしの家では、アルミホイル以外に、日常的に出る不燃ごみはありません)。</p>	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	<p>重点施策3及び5において、「家庭ごみの有料化の検討」について記載しているとおり、今後も引き続き検討を進めてまいります。また、不燃ごみの収集に関する具体的な手法等についてのご提案は、今後の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応 区分	検討結果(対応策)
22	議会	本素案のごみ減量目標値35%を維持したことは評価できる。リサイクル目標値は、前期40%が32%に引き下げられたのは実現困難であるからとはいえ、多摩地域の35.8%(計算方式に23区と相違あり)を考えると、さらに意欲的なリサイクル率に引き上げることを求めるものである。	清掃 リサイクル課	4	「計画目標」にありますように、本計画では、区民1人1日当たりごみ量約100gの減量と、リサイクル率約32%への引き上げを目指しています。 これは、約1万トンのごみ減量と、そのうちの約2割を資源化することで達成できるものです。この約2割の資源化は、現在の不燃ごみのほぼ全てを資源として再生利用することと等しく、非常に高い目標設定となります。 このため、さらに意欲的なリサイクル率の目標は、本計画の進捗状況を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。
23	団体	各区の計画と事務組合の計画の整合を図るべきであることについて一般廃棄物処理基本計画は法定である。各区の計画目標値(量)が、中間処理部分の目標値(量)と相違があってはならない。これまでの各区の一廃計画での数値目標(基準年の違いあり)概ね23%ごみ減量(足立区除く)に対し、組合の計画ごみ量は実績と8~12万tの開きがあった。整合させるべきである。	清掃 リサイクル課	5	(整理番号23~24) 清掃一組のごみ量予測は、特別区区長会で了承された「長期的なごみ量推計の手法」に基づき、安全で安定的な中間処理を前提としたごみ量を算出しています。 また、23区は、地域の人口や経済活動に基づくごみ量の状況を踏まえ、清掃リサイクル事業に関する政策の方向性をもとに、目指すべきごみ量の目標を基本計画に定めていると認識しています。 このように、それぞれのごみ量の指標は、異なる考え方にに基づき設定しているため、一概に比較できるものではないことをご承知お祈いします。
24	団体	ごみ量推計について、今年2月に改定された東京23区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」での家庭ごみ量予測との比較分析を示してほしい。一組は平成41年度の予測値を527g/人日としているのに対し、改定素案では平成37年度に451g/人日と大きな隔りがある。			

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
25	議会	<p>すべての基礎になる排出原単位・ごみ量推計およびごみ減量目標値、リサイクル目標値について</p> <p>本素案では「区全体のごみ量について、2010年～14年の実績をもとに・・・2025年度に50, 149tになると推計される。計画では・・・ごみ減量目標と連動し・・・2025年に43, 965tをめざし2014年度の54, 021tから約10, 000tのごみ減量に取り組む」とした。</p> <p>一方特別区清掃一部事務組合(以下組合と呼ぶ)による中間処理におけるごみ量推計では、ごみはほとんど減らないことになっている。また区が委託した最新の調査では、“家庭系ごみ”の排出原単位は528gであり組合の実施する「ごみ排出原単位等実態調査」と乖離している。そもそも原単位の推計対象が違っているからだが、組合の「一人当たり排出原単位」1059g(単身)527g(世帯)に対し、目黒区の「燃やすごみの原単位」279g(単身)363g(世帯)であり、ごみ量推計の手法としては大変問題がある。組合は23区全体を少ないサンプル数で推計しており、しかも目黒区などの住居系の地域の排出実態を反映していないことも大きな課題だ。</p> <p>組合は「2005年の区長会です承された「長期的なごみ量推計の手法の検討」にそって「ごみ排出原単位等実態調査」を行っているが、少なくとも、一人当たりごみ排出原単位の求め方については、その手法を23区側と組合側でそろえるべきである。</p> <p>また加えて、ごみ量推計についてもこれまでの手法でいいのか、早急に検討するべきである。</p>	清掃 リサイクル課	6	<p>清掃工場の新設や廃止等の整備計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、整備対象施設の現況を踏まえ、必要な焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間、ごみ量の推移を考慮し、清掃工場整備計画を策定しています。</p> <p>各区が一般廃棄物処理基本計画で策定しているごみ予測は努力目標値が多く、不確定要素である努力目標値をもって施設整備計画に反映させることは、ごみ量予測を超過した場合に全量焼却ができなくなります。</p> <p>各区のごみ減量努力をどのように考慮するかということについては、概ね5年ごとに見直しすることになっている一般廃棄物処理基本計画に反映していくことにしています。</p> <p>なお、ごみ量推計の手法として特別区区長会です承された「長期的なごみ量推計の手法」に基づき、必要なサンプル調査を行っているものと考えています。また、本計画では区の人口や、目指すべき方向を踏まえ、「一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書」(以下「基礎調査報告書」という)による結果を活用しているところですが、それぞれの調査方法については、対象とする範囲が異なることから排出原単位も異なる結果が出ています。ご意見については、参考までに清掃一部事務組合にお伝えいたします。</p>
第4章 重点施策					
26	団体	<p>「29ページからの「第4章 重点施策」について」</p> <p>施策の1～5は、どういう順番なのですか?こういう場合は、区も区民も取り組むべき大事な課題の順番に書くべきだと考えますが、素案では重点施策1が「めぐろ買い物ルールの推進」となっています。こんなところで、まさか、「3Rだから発生抑制が最初に」なんていうことではないでしょうか?</p> <p>現在の順番で言うと、重点施策3→4→5→6→1→2と並べるのが当然だと思います。</p>	清掃 リサイクル課	5	<p>「重点施策」については、「施策展開の4つの柱」の順番のとおり、資源とごみの発生から最終処分までの時系列のステップに即して記載しています。</p> <p>1～6までの重点施策はすべて重要な取組であり、区としては、全ての取組に注力していく考えです。</p>

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
27	議会	<p>「組成分析結果について」 計画改定に向けた基礎調査「燃やさないごみの組成割合」によると、未だ雑ビン6%、飲料用缶2.8%、拠点回収品目3.7%と、小型家電製品(9品目以外)が含まれていた。また同「分別状況」によれば、「資源」が14.6%含まれている。これらを、適切に資源化することを具体的に明記すべきだ。 「燃やすごみの組成割合」によると、資源25.7%が含まれている(素案本文)。その内紙類が約7割、溶リプラスチックは8.4%含まれていることから、この部分についても資源化を図ることが必要である。 「分別状況」によれば資源は燃やすごみ全体の25.7%であり、もちろん100%回収はありえないからこの部分の多くを回収できるよう工夫すること。</p>	清掃 リサイクル課	2	<p>ごみとして捨てられている資源物をリサイクルに回すためには、区民の皆様のご協力が不可欠です。重点施策2の「PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出」では、転入者、外国人居住者、集合住宅などへの普及啓発を推進することを記載しており、その中で集団回収や資源回収への協力についてもアピールしていきます。</p>
28	議会	<p>「65歳以上一人世帯」「住商混在」「管理人あり集合住宅」における排出が多いことの特徴を捉えて、対象を絞った2R啓発を行うこと。</p>	清掃 リサイクル課	2	<p>重点施策2の「PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出」では、転入者、外国人居住者、集合住宅などへの普及啓発を推進することを記載しており、その他にも対象を絞った普及啓発を検討していきます。</p>
29	個人	<p>次世代や子どもたちへの「学びの場」を主な課題に掲げられているが、学校でも真摯に受け止め「工場見学会」などの成果を子どもたちに発表させている。興味を持って子どもたちの受け止めた中身を見てきたが、ごみを運び燃やすメカニズムが中心となり、3Rの指針、ごみ減量への重要な取り組みといった「要」のところは抜け落ちていた。見学者を受け入れる場合、工場に任せておかず、リサイクル課が説明員となり、3Rの説明・循環型社会の重要性・資源とごみの関係・目黒工場周辺区民の苦悩など話してもよいのではないかと。そのことを前提に工場見学を事業者などにも勧め、一般区民に対していけば有料化への必要最低限の啓発、納得への道筋となるのではないかと。具体的な啓発の仕方を明記し10,053tの減量、リサイクル率の目標を達成できる「基本計画」となることを切に願う。「基本計画」にある種の具体性を持たせれば、一層実施計画も組みやすくなると思うのである。</p>	清掃 リサイクル課	2	<p>重点施策2の「PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出」の中で、子どもたちの環境学習は最重要テーマと考えて取り組んでいきます。ご指摘の点については、ごみの収集方法や焼却方法だけではなく、分別方法やリサイクルの仕組みなどについても実施しています。</p>
30	議会	<p>集合住宅への普及啓発については、事業者・管理人とともに、居住者に対する日常的な啓発を強めること。</p>	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	<p>(整理番号30～31) 管理人のいない小規模な集合住宅の排出マナーについては、日頃からさまざまなご意見が寄せられています。重点施策2の「PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出」で記載しているとおり、集合住宅の管理を行う事業者や管理人に対する普及啓発の充実など、集合住宅の分別マナーを高めるための取り組みを実施していきます。</p>
31	個人	<p>自分もそうでしたが、転入時の説明について、分別に関するちらしを配布するのみで、それではよくわからないので、住民票係の方が、しっかりと説明できるようにしていただくことや、集合住宅への注意喚起を増やしていくことが必要だと思います。</p>			

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
32	団体	戸別収集と家庭ごみ有料化について、有料化と戸別収集は包括的に検討する必要がある。第2章(4)で指摘されているように戸建住宅の方がごみ排出量が多いのなら、区内の第一種低層住宅地の一部をモデル地区として、有料ごみ袋を使用した戸別収集を実施することを第4章の重要施策に盛り込んでほしい。目黒清掃工場周辺から離れた、区内の高級住宅地を通るたびに同じ区民としてごみ処理に対する意識の不公平感を禁じ得ない。	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2 ・ 4	(整理番号32~33) 重点施策3の「2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進」で記載しているとおり、家庭ごみの有料化については引き続き検討をまいります。また、具体的な手法のご提案については、今後の検討の参考とさせていただきます。
33	議会	家庭ごみの有料化導入の検討はやめること。有料化によってごみが減量した自治体もあるが、有料化は税金の二重取りで新たな住民負担増につながるため、ごみ減量はあくまでも行政と区民と事業者が一体となった分別収集と資源化を徹底させることでめざすこと。 高齢者や障がい者世帯などへの戸別収集体制を広げていくことは必要だが、新たな住民負担につながる家庭ごみの有料化とセットで検討するのはやめること。			
34	議会	生ごみや雑紙などの分別の徹底などが記述されているが、政令指定都市など都市部の自治体でも分別をいっそう細かくし、10種別以上の分別収集をしている自治体もある。区としても現在以上の分別収集を検討すること。	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	(整理番号34~35) 重点施策4「新たな資源回収のあり方の検討」にありますように、ごみ減量に向けて、さらに資源化すべき品目やその回収方法について検討を進めていきます。
35	議会	使用済み小型家電の回収に続き、水銀含有物の分別収集にも取り組んでいくが、いっそうの資源化を進めるために、レアメタル・レアアースの本格的な資源化回収を検討すること。			
36	議会	ごみ減量と資源化の推進は、行政と区民と事業者との連携と、お互いの意識向上が不可欠である。区の取り組みの理解の促進、啓発活動を今以上に強化し、ごみ減量・資源化の区民の取り組みについての支援・助成制度をつくること。	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	ごみ減量・資源化に対する支援・助成制度につきましては集団回収実施団体に対する支援を実施しているところです。 重点施策6「事業所に対する適正排出への指導の推進」にありますように、適正処理やリサイクルを推進する優良事業者への表彰制度やホワイトリストの検討について検討します。

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
37	個人	情報発信については、資源プラや古紙のリサイクルの現状について、ホームページ等で開示してほしいと思います。漠然とした疑問として、分別収集によるリサイクル等でのコスト削減が、収集に係るエネルギーコストよりも価値があるものであることを明らかにしてほしいと思います(要は、この分別とリサイクルに意味はあるのか?という疑問への回答)。	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	自分たちの出した資源がどのように再利用され、どのくらい環境負荷の低減に役立っているか、という情報は、区民の皆さんがリサイクルを行うための動機付けになると考えていますので、重点施策2の「PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出」の中で検討していきます。
38	団体	区民が減量努力をしても、目黒清掃工場にはその分だけ他区のごみが搬入され続けるという矛盾を解決するために、23区間の処理費の金銭的な計算だけでなく、減量努力に見合った新たな仕組みの検討を第4章の重点施策に盛り込んでほしい。	清掃 リサイクル課	5	清掃一組の分担金については、過去には人口に比例した分担金の割り当てとなっていました。現在は見直しを行い、減量努力も反映した各区のごみ量に応じて算出されています。
39	個人	分別の説明については、例示が一般的な日常生活から外れている場合などもあるので、例えば、インターネット通販で、日用品を購入した際の分別などについて一例を示していただくと、分かりやすいかと思います(ほとんど、古紙や資源プラとして分別可能であることが分かるかと思います)。また、分別の説明に関してもう一点、やはり「燃える(燃やす)ごみ」という言葉が誤解を招く部分が多いと思われ、燃やさざるを得ないごみである、ということを知っていただく必要があるかと思います。例えば、資源ごみ、非資源ごみといった大分類、資源ごみのなかで、それぞれのごみといった形での中分類を行うなど、燃える・燃えない、といった誤解に基づく考え方を根本的に変えていく必要があるかと思います(中長期的な取り組みとは思いますが)。	清掃 リサイクル課	4	分別方法については、区としてもできる限りわかりやすく伝えるよう努力していますが、不十分な部分もあるものと認識しています。ご指摘の点は今後の清掃リサイクル事業を運営していく上で参考にさせていただきます。
40	議会	「2Rの推進、レジ袋削減、生ごみ減容化等について」 「燃やすごみの組成割合」によれば、生ごみは41.3%を占めているが、紙ごみとともに資源化の2大ターゲットであることは、誰もが確認している。その資源化方策の模索が続いている。経費や販路に困難性はあるが、現状他に策がない中では、学校給食の堆肥化を進める必要がある。 また「41.3%中の未利用食品2.4%」についても、ゼロに近づける啓発を進めるべきである。	学校運営課 清掃 リサイクル課	4 5	学校給食では調理方法の改善や献立の工夫により、調理くずや食べ残しを削減する取り組みを広めていくことが重要と考えています。現在、2校に設置している生ごみ処理機による調理残さの堆肥化については、継続してまいります。保守等の経費的な課題もあり、現時点での増設は考えておりません。 食品残さを減らすためには、「買い物ルール」の中で、「食べきれぬ量を作る」「余計なものを買わない」など再利用可能なスキームの普及啓発の取組を進めています。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
41	議会	買い物バッグ持参率は21.5%だが「ある程度持参」を入れると63.4%である。このレジ袋持参率7割近くの数字は実際に区内消費者団体が調査した結果とは異なっていて乖離が激しい。実態に即したさらなる持参率向上のために、スーパー、小売店団体と協力して、お得感向上、レジ袋「有料化」の拡大を進めるべきである。	清掃 リサイクル課	4	ご指摘の調査については、調査対象や分類の考え方が異なるため、比較は困難であると考えています。また、レジ袋の有料化やレジ袋を断ると「お得感」がある仕組みについては、既に多くの販売店で行われているところです。 なお、レジ袋を減らすため、「めぐろ買い物ルール」の中で、「一日1回レジ袋を断る」を挙げて取り組んでいるところです。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
42	議会	ごみ減量にとって「事業系ごみ」の減量対策が最重要課題である。事業系ごみはその性質上、分別・資源化しやすいという特徴があることから、事業者への資源化促進の啓発とともに、持ち込み事業系ごみをベルトコンベア上に広げさせて分別を徹底させるなどの取り組みをしている自治体もあることから、思い切った対策を講じること。	清掃 リサイクル課	4	(整理番号42～43) 清掃工場に持ち込まれる事業系ごみである持込ごみについては、清掃一組の工場内で、定期的に抜き打ちでの搬入物検査を行っています。さらに分別が徹底されるための取組については、23区全体及び清掃一組と検討を進めていきます。
43	団体	「19ページ(6)事業系ごみの適正処理促進、34ページ重点施策6」 各家庭からのごみを今後大きく減らすのはなかなか困難ですが、事業系のごみはまだまだ減らすことができます。特に、古紙などの資源化可能なごみが可燃ごみとして沢山清掃工場に持ち込まれています。 集積所にシールもなしで出される事業系ごみの指導だけでなく、事業系ごみの排出量について、全行政、目黒区も大きく対応していくべきです。事業系ごみは区の担当ではないというこれまでの受け身の対応ではなく、もっと積極的な指導なり対応はできないでしょうか。 また、清掃工場への事業系持ち込みごみを減らすために、持ち込み料金を高くしたり、大阪市や横浜市のように「資源物の搬入は認めない」などの断固たる対応を23区が行うべく、目黒区から他22区への提起を行っていただきたいと考えます。			
第5章 個別施策					
44	団体	燃やすごみの四割を占めている未利用食品について、フードバンクや生ごみの再資源化施設の設置など、積極的な減量施策を示してほしい。	清掃 リサイクル課	4	(整理番号44～45) 本計画で紹介している「基礎調査報告書」では、燃やすごみの中の生ごみが41.3%、そのうち2.4%が未利用食品となっています。 また、フードバンク(ドライブ)は、家庭で使わない贈答品などの食品を必要な人に寄付する活動です。ご提案の内容については、第5章個別施策2-3地域活動団体との連携の中で検討を進めていきます。
45	個人	新たな資源回収あり方の検討では、小型家電・古着等回収に加えてフードドライブの試みも取り入れてはどうでしょうか。			

整理番号	区分	意見	担当課 (関係課)	対応区分	検討結果(対応策)
46	議会	災害ごみの対応については、自治体の負担増や環境悪化を招かないように、過大な施設を整備するということではなく、いかに分別し、有害物を除くのか、また焼却施設に無駄な負荷をかけないようにするかを中心に検討すべきである。	防災課 清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	第5章3-7災害ごみへの対応の中でも記載しておりますが、現在23区として、災害ごみに対するガイドラインの策定作業を進めています。策定に当たっては、ご意見を踏まえながら検討し、区の地域防災計画との整合を図っていきます。
47	個人	10年間の長期的視点に立った一般廃棄物に関する方針は実に重要で、オリンピックを挟んだ大量廃棄物が現出する可能性もあり、過密地域に工場を持つ目黒区としては厳密かつ具体的に立てられなければならない。そうした意味では他区や東京全体から持ち込まれるごみの限定的受け入れが重要となる。その辺りを具体的にされる方向性を明示してほしい。	清掃 リサイクル課 清掃事務所	2	本計画は、「計画の進行管理」にあるように、継続的に計画の点検、評価、見直しを行ってまいります。オリンピック・パラリンピック開催に際して、想定以上の廃棄物の大量発生などが見込まれる際には、適時、必要な見直しを行ってまいります。
その他					
48	個人	わたしも、目黒区民として、ごみ処理基本計画にそって、循環型社会の実現に向けてがんばっていきたいと思いますので、目黒区においても、さらなる取り組みを期待いたします。よろしくお願いいたします。	清掃 リサイクル課	7	区は、基本理念である「快適で誇りのもてる循環型のまちの実現」に向けて様々な取り組みを行ってまいりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。
49	議会	「施設整備計画について」 家庭から出されるごみ総量は年々減っている。東京23区ではこの7年間で4万t減った。その上区収集可燃ごみも、一部プラスチックを燃やすようになったのに、7年間で10万t減った。今20工場が動いているが、練馬工場、杉並工場の建て替えで400t分日量の施設が縮小された。目黒清掃工場は、2014年度で約14万tを燃やしたがその内33%が目黒のごみ(区収集)で、67%は他区等から搬入調整されたごみである。今後ごみ量が増えたら清掃工場を減らすのは危険ではないかという議論がある。それについては、景気回復によっても、減量傾向はかわらないということと、各区は一廃計画で一生懸命減量努力をしているのだから、中間処理計画がそれに向けた数値目標を持つのは当たり前だ。23区清掃工場施設整備計画では、毎年度150億円の整備費がかかると試算されている。この経費をさらなるごみ減量と資源化のために使うべきである。	清掃 リサイクル課	7	清掃工場の新設や廃止等の整備計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、整備対象施設の現況を踏まえ、必要な焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間、ごみ量の推移を考慮し、清掃工場整備計画を策定しています。なお、算定するごみ量の他、事業系ごみも含まれています。 各区が一般廃棄物処理基本計画で策定しているごみ予測は努力目標値が多く、不確定要素である努力目標値をもって施設整備計画に反映させることは、ごみ量予測を超過した場合に全量焼却ができなくなります。 各区のごみ量減量努力をどのように考慮するかということについては、概ね5年ごとに見直しことになっている一般廃棄物処理基本計画に反映していくことになっています。 また、清掃一部事務組合では、「経営計画」「経営改革プラン」を策定し、事業計画や事務事業等で運営費の削減を図っています。